

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会**  
**第2回会議 議事録**

- 1 日 時 令和6年10月2日（水）午後0時57分～午後2時49分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金に関する基礎調査結果について  
○設定様式について  
○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和6年度島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長となりました小田川です。よろしくお願いいたします。

まず、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いいたします。

本日は、会議次第が1枚。会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしておりますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が1枚もので、設定様式。資料ナンバー2が1枚もので、令和5年度特定最低賃金改定状況、自動車製造の関係です。資料ナンバー3が2枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移となっております。

その他、参考資料としまして、「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数」自動車関係の1円刻みの表をお配りしています。

また、1枚もので9月19日の合同会議でお配りした資料その1青色インデックスナンバー2の差し替えを置いております。以上です。

( 資料確認 )

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【指導官】 報告します。本日は、使用者側加藤委員から、欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに9月20日から9月30日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月19日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明して下さい。

【指導官】 私から、今年度行いました島根県自動車・同附属品製造業、以下、自動車と言いますが、自動車に係る基礎調査結果の主要事項につきまして、ご説明いたします。

調査結果の詳細につきましては、9月19日に開催した合同部会において

お配りしました部会別資料、青いインデックスナンバー1からナンバー3をご覧ください。この中の青いインデックスナンバー2「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果報告書」によりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。まず、設定しております自動車の適用業種に係る島根県内の事業所数及び労働者数を見てみますと、3ページ第2表の下のところ、カッコ書きで参考として記載しておりますとおり27事業所で1,909人となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところ21事業所に調査票を発送し、その内、18事業所から回答がありました。

この18事業所において集計を行い、本件調査結果報告書を取りまとめております。

次に賃金の分布をみていきたいと思います。

まずは、資料の11ページをご覧ください。11ページをご覧くださいますと、図2として、自動車の所定内賃金の分布、時間額換算をグラフにしたものを付けております。これによりますと、時間額1,100円以上の割合は63.9%で、1,100円未満は36.1%となっております。

参考までに、少し戻りますが、資料7ページをご覧ください。こちらは調査対象の全産業についての賃金分布となっております。

全産業におきましては、時間換算1,100円以上の割合は、54.8%となっており、1,100円未満は、45.2%となりまして、全産業と比べれば、自動車につきましては、やや高い賃金分布となっております。

また、資料12ページ第10表にある特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計、上の表では1,133円に対して、自動車、下の表では1,203円となっており、この中位数を見ても自動車の賃金分布は全産業と比べればやや高くなっております。

続きまして、資料の13ページをご覧くださいますと、こちらでは、第11表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と自動車の状況を表にしております。

中の数字を見てみますと、月1人当たり労働時間数は、対前年比でマイナ

ス0.6%となっております。時間当たり平均賃金額では、対前年比プラス6.3%という結果となっております。

その他、16ページをご覧くださいと、第13表に労働者の男女別比率がありますが、自動車製造業につきましては、男性が75.4%で女性が24.6%となっております。上の表の全産業に比べれば、前年度と同様に圧倒的に男性が多い職場ということになっております。

また、その下の第14表のパート労働者比率ですが、自動車製造業につきましては、一般労働者が95.5%で、パート労働者が4.5%となっております。ほとんどが一般労働者となっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、その他、青いインデックスナンバー3の終わりに、参考資料3として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を付けていますが、この表の基となります実数値、サンプル数につきましては、本日配付の資料の中に参考資料としてお配りしています。詳細につきましては、現在、自動車の特定最低賃金額は970円となっておりますが、今回の調査において、その特定最低賃金を下回る、未満者のサンプル件数としては、29人となっております。

未満労働者の内訳は、男女別では19人が女性で、10人が男性となっております。また就業形態では、未満者29人全員が一般労働者ということになっております。

給与形態としましては、月給者が28人、時間給が1人となっております。月給者の方が圧倒的に多いこととなります。この月給未満者29人は、月給16万2千円から17万3千円までの間の方でありまして、この基礎調査は、6月分賃金の調査を行っておりますので、6月は祝祭日もなく、所定労働日数が多いために、単純に6月分月給を時間換算した場合に最賃割れとなってしまった方がある程度おられるのではなかろうかと考えられますし、時間給の未満者1人は、時給904円でありまして、月給未満者も含めて特定最賃が適用になるとっておられない事業場もあるのではないかと考えられます。

それから参考までに、サンプル数の表の時間換算額970円、現在の自動車の最賃額のところが21人となっておりますが、これはすべて時間給の方になっており、その大半の15人がパート労働者となっております。基礎調査結

果の説明については以上となります。

その他、本日の会議資料として、赤のインデックスナンバー2に令和5年度における全国での自動車の改定状況をお付けしていますので、ご審議のご参考としていただければと思います。以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局は、会議次第3の設定様式について説明してください。

【室長】 お配りしました資料ナンバー1をご覧ください。設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものです。

ここで1か所ほど訂正がございます。

設定様式の第2項目目、適用する使用者の中に、「…当該産業において管理、…」管理の後の「カンマ、」が「句読点、」に訂正をお願いします。これは日本標準産業分類が令和6年4月1日に改正施行になりまして、標記上の修正ということとなります。

したがって、様式の内容だとか、意味合い等についての変更はございません。昨年と同様ということになります。

それでは設定様式の審議のほどよろしくをお願いします。

【部会長】 設定様式についてご意見ををお願いします。

(「ありません。」)

【部会長】 それでは、事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

労働者側から、その他の意見はいかがでしょうか。

【青木委員】 はい。疎明資料を作成しましたのでお配りします。

(疎明資料配布)

【青木委員】 そうしますと、労働者側委員の連合島根の青木でございます。よろしく願いいたします。

お配りしました資料に基づきまして、労働者側の主張をさせていただきたいと思っております。

まず、「はじめに」でございます。今年度の県最賃のことでございます。中央審議におきましては50円の引き上げ目安ということでございましたが、県最賃では賛成多数の58円の引き上げで、962円とすることを附帯決議付きで決定されたところでございます。全会一致での決議とはならなかったのですが、今回の引き上げ額についても、島根県勢・経済実態に照らし、島根にふさわしい最低賃金に至ったものと考えます。

2つ目としまして、円安・資源エネルギー・食糧価格の高騰など先行きが不透明状況になっています。

また、直面しております超少子高齢化・労働者人口の流出に歯止めをかけなければ島根の将来は展望できないと考えております。

労働者の代表といたしまして今年度の審議に臨むにあたりまして、改めて産業が抱える課題や実力、また将来性について認識を共通する機会にするとともに、働く者の代表としての視点で、県内基幹産業としての「自動車・同附属部品製造業」の魅力づくりと人材確保及びその定着について主張しつつ、生産性向上による産業発展と県内経済の活性化に寄与できるよう真摯な議論を行ってまいりたいと考えています。公益委員の先生方のお導きの下、円満

に結審できますようお願い申し上げます。

これから申し上げます島根県の基幹産業として位置付けられる自動車・同附属品製造業最賃への意見を付して、最低賃金の引き上げを図っていきたく存じます。

まず一つ目、この業界を取り巻く現状と書いてございます。昨年の生産台数につきましては5年ぶりの増加となっております。

一方で、自動車メーカーの型式指定申請に係る不正行為が発覚したということもございまして、生産がストップしたというところで、今年に入ったところで生産数はマイナスの状況が続いておりましたが、それも徐々に生産が戻って、回復しつつあるというところでございます。

ずっと取り組みを行っておりますカーボンニュートラルの取り組み。あと、安全対策・環境対策といった様々な取り組みにより、自動車業界の根幹を担う自動車部品製造業においても益々重要になっていく状況にあると考えております。

2 ポツが、人材確保と定着に向けた自動車・同附属品製造業の賃金でございますが、まだまだ人手不足の課題、こういったものの道筋が見通せていないと思っております。8月30日島根労働局発表によりますと、「島根の雇用情勢」これによりますと、有効求人倍率は1.44倍、前月同月比で0.10ポイントは下回ってはおりますが、全国と比べると依然として高い状況にあります。

次に、「産業別新規求人状況」の自動車部品製造業が属しております「輸送用機械器具製造業」、これを見ますと前年同月比で5月は7.7パーセント減、6月が19パーセント増、7月が50.0パーセント増となっております。人手不足の状況が解消できていないと言えるのではないかと思っております。

人手不足感の慢性化、確保した人材が中々定着をしない。また、他県や他企業への流失といったことが定着化してしまうと、この間この産業が培ってきた個々の熟練技術をはじめとした高い技術料の次世代への継承が困難となります。県内企業の持続性が担保出来なくなってしまうのではないかと思っております。

それと、島根労働局発表の「新規高等学校等卒業予定者の求職動向調査結果」を見ますと、「生産工程の職業」これを希望する生徒は全体の25パーセント前後でずっと推移しております。また、令和7年3月新規高等学校等卒業予定者の就職希望者のうち、県内希望者が8割を超える状況にあることを踏まえ、他産業の動向から人材確保に向けてこの産業のさらなる魅力化が必要であると考えております。

自動車・同附属品製造業は、今年度県内で事業を行う企業内労働者の74.1パーセント、5,414人の合意をいただいております。先ほどご説明のあった基礎調査結果報告書の図2でございますが、その中で1,000円未満のところでは3つの山があるというふうに見て取れます。その中で一番大きな山が970円から979円のところでございます。

この業界と言いますか、自動車部品の最賃970円でございます。これに張り付いた状態にあるのではないかとこのように思っております。こう言った分布の山を改善しまして、最賃の底上げを図っていかねば先ほど申し上げました人材の確保は困難でありまして、併せまして、1,000円以上が全体の8割、さらに1,100円以上が6割を超えているところもでございます。支払能力も持ち合わせていると判断できることを踏まえれば、他産業も同様の状況にある今こそインセンティブを確保する好機と捉えて、自動車部品最賃を引き上げていかなければならないと考えております。

島根の基幹産業でございます自動車・同附属品製造業の魅力を発信していくことは、将来を担う人材の県外流出を防ぐことにつながり、このことにより県内他業種にも影響が波及し、経済活動をけん引することにつながると考えております。

3つ目、「具体的要求」でございます。特定最賃、優位性の確保というところでやってきております。ここ数年、地方最賃に対する優位性はどんどん縮小しております。もう一枚資料を付けておりますが、県最賃と自動車部品の金額を書いておりまして、緑色の線が優位性のグラフでございます。昨年は色々ありまして中々上げられなかったところもあって優位性がかなり下降したところでございます。従来から、平成21年は117.3パーセントですね、こういったところの優位性の方を主張しておりますが、優位性がだ

んだん無くなってきているというところもございます。

現在の優位性は107.3パーセントとなっております。こういったことでまずは117パーセントへの回復、あと優位性の確保をしたりだとか、物価上昇、人材確保こういったところ、昨年の引き上げが中々出来なかった分を加味いたしまして、101円の引き上げを要求したいと思っております。

地方最賃と同様、基幹産業としての現下の状況を労使で乗り越え、労使のイニシアティブによる生産性向上と魅力向上を目指していくこの審議に労働者委員として真摯に臨むことをお誓い申し上げまして、労働者側の主張いたします。よろしくお願い申し上げます。

**【部会長】** ありがとうございます。

基本的な意見とともに金額提示をいただきました。

**【部会長】** つづきまして、使用者側委員から基本的な意見などよろしくお願いいたします。

**【多野委員】** 先般、島根県の最賃の審議会から参加させていただいております多野と言います。よろしくお願いします。

今回、元々、大きな50円という目安額が出まして、島根県の審議会の方でもかなり色々な議論をさせていただきました。その結果に58円というところを公益委員の方からご提案をいただきまして、決着をしたところでございますけれども、各業種の方で各々の業界の現実に即したということにはなろうかと思えます。

今日早速、金額提示がございましたので一つ最初の印象として事業者の方の考え方で、まだまとめてはおりませんですけれども、中々それは大変大きな金額だと思っております。

こちらとしては、当初全国で目安であった50円のところから始めさせてもらえればというふうに思います。各自動車部品の皆様、経営の余力という話もございましたけれども、中々、現実的にどうかという問題も使用者側の方も色々な経費が実際に上がっていることも事実でございますので、労働者

の皆様の生活ということもあるということは十分に承知をしておりますが、各企業等の経費等もかなり上がってきておりますので、中々、それを置いて人材確保、それも当然分かってはいますけれども、やはりある程度の妥当性もある金額で決着をしていかなくてはいけないと考えております。

使用者側としては、当初の目安の50円というところからお話をさせていただければと考えております。よろしく申し上げます。

**【部会長】** 使用者側からは50円という金額提示で、双方意見を聞かれまして、お話がございましたでしょうか。

**【久留主委員】** 三刀屋金属の久留主です。よろしく申し上げます。

今、おっしゃっていただいたような状況だと私も考えております。

前年より14.8パーセント、899万台という四輪の車ですけれども、実際に島根からマツダさんに、三菱さん、ダイハツさんがある中で、マツダさんのところが中々台数が伸びていないというところがありまして、売上げが上がっているのは材料の高騰で、見かけ上の売上げが上がっているというところもありまして、中々ですね実感が出ていないというのが実際です。

それと、4月、5月あたりから自動車メーカーさんが、お客様の方から価格転嫁の要請がありまして、一応、提出はしているのですがけれども、それが満額認められているかっていうとそこも認められない部分が多々ありまして、価格転嫁も中々出来ていないというところではありますけれども、電気代とかの補填もいただいておりますけれども、そこも中々上がった分だけというところまでは行けていないというところが私たちの実感しているところです。

その中で、101円という大きい数字になるのですが、50円から如何にそこに近づけて行けるかというところを協議していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

**【部会長】** ありがとうございます。今の話を聞かれて、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

【青木委員】 特にございません。

【部会長】 それでは、ご意見、ご発言はよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

したがいまして、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 会議を再開します。

それでは、審議も尽くされたようですので、専門部会としての結論を出したいと思います。58円引上げということで、労側、使側ともご異議ありませんでしょうか。公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。発効日については、法定どおりということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で58円引上げという結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために、「専門部会報告書」を作成します。

また、第438回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」こととなります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。

事務局で専門部会報告書(案)及び答申文(案)を作成して下さい。

(専門部会報告書(案)及び答申文(案)を作成)

【部会長】 それでは、事務局から、専門部会報告書(案)及び答申文(案)を配付して下さい。

(専門部会報告書(案)及び答申文(案)を配布)

【部会長】 それぞれの案についてご質問ございますか。

(「ないです。」)

【部会長】 それでは最初に専門部会報告書(案)について決議します。専門部会報告書(案)に、ご異議はありませんでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長】 ご異議がないようですので、専門部会報告書については案のとおり、全会一致で決議されました。それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消して下さい。

続いて、答申文(案)について決議します。答申文(案)について、ご異議はありませんでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長】 ご異議がないようですので、答申文について案のとおり、全会一致で決議されました。答申文の「案」の文字を消して下さい。

それでは、答申をいたします。

(部会長から基準部長に答申文を手交)

【基準部長】 ありがとうございます。労働基準部長の松井でございます。本日は、岩見労働局長に代わりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま小田川部会長から答申をいただきました。58円アップということでございまして、全会一致での結論をいただいたところでございます。

今年度、物価高であるとか、原材料高だとか非常に難しい部分がございますが、労使それぞれの歩み寄りをいただいた結果、全会一致ということでございまして、非常に感謝申し上げます。

また、公益委員の先生方につきましても、難しいながらの調整、ご尽力をいただきましてありがとうございます。

本日は、全会一致でのご答申ありがとうございました。

【部会長】 それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

(「ございません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 それでは、事務局の方から報告があります。

ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を本日公示します。

審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を文書で10月17日木曜日までに提出していただくよう求めることになります。

異議の申出がありましたら、本審を開催して、ご審議していただく手続きをとってまいります。

また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行い、先ほど法定どおりということでございましたので、最短で令和6年11月30日土曜日に効力発生予定となりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【部会長】 本専門部会の任務は終了しました。9月3日開催の第438回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は、廃止します。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。